| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| | **○財務省、農林水産省** | | |
| 四 | 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 | 二一 | 七 |
| 五 | 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件 | 二一 | 八 |
| 六 | 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件 | 二一 | 八 |
| | **○財務省、農林水産省、経済産業省** | | |
| 一 | 株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件 | 一九 | 五 |
| | **○国税庁** | | |
| 三 | 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件 | 一九 | 五 |
| | **○文部科学省** | | |
| 一三 | 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件 | 八25 | 八 |
| 一五 | 重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件 | 一四 | 五 |
| 一六 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録資格講習機関として登録した件 | 一九 | 五 |
| 一七 | 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件 | 二〇 | 五 |
| 一八 | 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件 | 二六36 | 八 |
| 一九 | 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件 | 二八 | 三 |
| 二〇 | 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件 | 二八 | 四 |
| 二一 | 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する件 | 二八 | 四 |
| | **○文部科学省、厚生労働省、経済産業省** | | |
| 一 | ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の全部を改正する件 | 八25 | 九 |
| | **○厚生労働省** | | |
| 一三 | 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件 | 一 | 五 |
| 一四 | 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 | 一15 | 五 |
| 一五 | 〃　障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件 | 一20 | 一三 |
| 一六 | 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件 | 四 | 五 |
| 一八 | 国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件 | 五22 | 一 |
| 一九 | 健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率 | 六 | 五 |
| 二〇 | 健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率 | 六 | 五 |
| 二二 | 技能検定の受検資格を定める告示の一部を改正する告示 | 一五 | 四 |
| 二三 | 平成二十五年度技能検定実施計画を定める件 | 一五29 | 七 |
| 二四 | 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程等の一部を改正する告示を定める件 | 一五29 | 一三 |
| 二五 | 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件 | 二二 | 四 |
| 二六 | 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件 | 二二 | 四 |
| | 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件 | 二六 | 四 |
| | **○農林水産省** | | |
| 四一三 | 野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件 | 一 | 五 |
| 四一四 | 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件 | 一 | 五 |
| 四一五 | 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 | 一20 | 一九 |
| 四一六 | 出願公表後に名称変更がなされた件 | 一20 | 二二 |
| 四一七 | 種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件 | 四 | 六 |
| 四一八 | 農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 四 | 六 |
| 四一九―四二六 | 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件 | 五 | 六 |
| 四二七 | 保安林の指定をする件 | 五 | 六 |
| 四二八―四四〇 | 保安林の指定を解除する件 | 五 | 六 |
| 四四一 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 五 | 六 |
| 四四二 | 平成二十五年度の指定食肉の安定価格を定めた件 | 六 | 五 |
| 四四三 | 平成二十五年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件 | 六 | 五 |
| 四四四 | 肉用子牛の合理化目標価格を定めた件 | 六 | 五 |
| 四四五 | 平成二十五年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件 | 六 | 六 |